

岩手県医療局管理規程第5号

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県医療局長 熊谷泰樹

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(出勤簿)</p> <p>第10条 職員は、定刻までに出勤し、自ら直ちに別に定める様式による出勤簿に押印しなければならない。</p> <p>(職務専念義務免除の申請手続)</p> <p>第16条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を得ようとするときは、別に定める様式による職務専念義務免除申請書を所属長を経由して医療局長に提出しなければならない。</p> | <p>(出勤簿)</p> <p>第10条 職員は、定刻までに出勤し、自ら直ちに別に定める様式による出勤簿に押印しなければならない。<u>ただし、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって医療局長が定めるものをいう。以下同じ。）を使用する場合にあつては、別に定める方法により出勤を申告するものとする。</u></p> <p>(職務専念義務免除の申請手続)</p> <p>第16条 職員は、職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定に基づいてその職務に専念する義務の免除の承認を得ようとするときは、別に定める様式による職務専念義務免除申請書を所属長を経由して医療局長に提出しなければならない。<u>ただし、短時間等の場合で別に定めるものについては、別に定める様式による職務専念義務免除承認整理簿に所要事項を記入して所属長の承認を受けることにより（電磁的方法を使用する場合にあつては、別に定める方法により）、職務専念義務免除申請書の提出を省略することができる。</u></p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。